

# 第5章 食料産業局

## 第1節 食料産業政策

### 食料産業施策の総合的企画

食料産業局は、「食」や「食を生み出す農山漁村の自然や環境」に関連する事業を幅広く所管し、農山漁村の資源を活用した新しい産業を創出・育成するとともに、食や環境を通じて生産者と消費者の絆を強めるための施策を行う組織である。

#### 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会

卸売市場法(昭和46年法律第35号)、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを目的とする食料産業部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されている。

(開催状況)

- 平成31年4月12日
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について
  - ・農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針の変更について
  - ・食品産業戦略会議での検討状況について 他
- 令和元年10月31日
- ・食品産業をめぐる諸課題について 他

(所属委員等)  
(委員)

◎堀切 功章	キッコーマン(株)代表取締役社長 CEO
大橋 弘	東京大学公共政策大学院経済学研究科 教授
加藤 百合子	(株)エムスクエア・ラボ 代表取締役
近藤 一海	(公社)日本農業法人協会 副会長
高野 克己	東京農業大学 学長
松尾 直人	(株)ラルズ 常務取締役
宮島 香澄	日本テレビ放送網(株) 報道局 解説委員
赤塚 保正	(一社)日本フードサービス協会 副会長
網野 裕美	大都魚類(株) 代表取締役社長
内田 隆	京都青果合同(株) 代表取締役社長
江口 法生	(一社)日本スーパーマーケット協会 専務理事
工藤 操	(一財)消費科学センター 消費生活アドバイザー
栗田 美和子	(株)クリタエイムデリカ 代表取締役
長南 収	キューピー(株) 代表取締役社長 執行役員
難波 友子	レッドライスカンパニー(株) 代表取締役
波多江 淳治	九州農産物通商(株) 執行役員
森山 透	三菱食品(株) 代表取締役社長

注 ◎：部会長

(令和2年3月31日現在)

## 第2節 6次産業化・地産地消の推進

### 1 6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)」(平成22年法律第67号)に基づき、農山漁村における6次産業化を推進するため、各種施策を講じた。

(1) 六次産業化・地産地消に基づく事業計画の認定

六次産業化・地産地消に基づき、農林漁業者等が行う農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画(総合化事業計画)を、103件認定した。

(2) 食料産業・6次産業化交付金

都道府県段階に6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者が多様な業種の事業者とネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化、農林水産物の加工・販売施設の整備等に対して支援を行った。

また、市町村の6次産業化等戦略に基づいて行う、新しい商品の開発等を進める6次産業化の取組を支援した。

(予算額 1,434百万円)

(3) 6次産業化サポート事業

都道府県及び中央に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等への支援体制を整備するとともに、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供等の支援を行った。

(予算額 700百万円)

(4) 産業連携ネットワークの取組

異業種の連携による6次産業化を推進するため、農林漁業や二次産業、三次産業、行政やシンクタンクなど、農林漁業・農山漁村に関心を有する多様な企業・団体・個人が参加する産業連携ネットワークを通じて、連携を促進する施策や取組等の情報提供を行った。

(5) 農林漁業成長産業化ファンド

平成25年2月に(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の開業に併せてスタートした農林漁業成長産業化ファンドについて、サブファンド数は令和元年度末をもって42となった。

また、令和元年度は6次産業化事業体へ13件の出資決定が行われ、同年度末の出資決定件数は147件となった。

なお、最近の出資状況、過去の投資実績等を踏まえ、農林漁業成長産業化ファンドに対し、令和3(2021)年度以降、新たな出資の決定を行わないなどの方向で投資計画を見直すよう指示した。

さらに、農林漁業成長産業化ファンドがこのような経緯に至った原因を検証するため、令和2年1月に「A-FIVEの検証に係る検討会」を設置し、同年2月に「A-FIVEの検証に係る検討会(第1回)」を開

催した。

## 2 地産地消の推進

直売所を中心とした地域の農林水産物の販売等の取組を一層推進するとともに、学校給食や企業の社員食堂における地場産物の活用の促進を図るため、次の取組を行った。

(1) 地産地消推進のための取組

地産地消の取組に必要な直売施設や農産物加工のための施設・機械の整備のほか、新商品開発や販路開拓等に対する支援を行った。

(予算額 食料産業・6次産業化交付金

1,434百万円の内数)

(2) 学校等施設給食における地場産物の利用拡大のための取組

学校・病院等施設給食の食材として、地場産物を安定的に生産、供給するために行う推進会議の開催、関係者の相互理解を図るための研修会、ほ場見学、新しい献立・加工品の開発・導入等の取組に対する支援を行った。

(予算額 食料産業・6次産業化交付金

1,434百万円の内数)

また、学校給食等への地場産食材の安定供給をはじめとした地産地消の取組を推進するためのコーディネーターの育成・派遣等を支援した。

(予算額 地域の食の絆強化推進運動事業

9百万円)

(3) 地産地消等優良活動表彰の実施

地産地消及び国産農林水産物の消費拡大の取組を一層促進するため、「地産地消等優良活動表彰」を実施し、全国各地で、それぞれの立地条件を活かした創意工夫のある地産地消及び国産農林水産物の消費拡大の優れた取組・活動を選定し、「令和元年度地産地消等優良活動表彰」にて表彰した。

## 3 国産農林水産物の消費拡大

(1) 国産農林水産物の消費拡大に向けた国民運動の推進

平成20年10月、「生産」「流通」「消費」のそれぞれの現場で問題意識を認識・共有し、消費者・企業・団体・行政など、全ての国民が一体となって国産農林水産物の消費拡大を具体的に推し進める「フード・アクション・ニッポン」を立ち上げた。

平成 28 年から大手流通等企業が審査委員となって審査する方式に改めた「フード・アクション・ニッポン アワード」については、令和元年度は 1,491 製品の応募があり、各地域資源の特性を活かした地域製品の魅力を全国の消費者にアピールした。また「フード・アクション・ニッポン」のロゴマークの店舗や商品への活用等を推進した。

これらの取組の結果、フード・アクション・ニッポンの趣旨に賛同し具体的な取組を進める企業・団体等(推進パートナー)は令和元年度末で 11,157 社と着実に増加している。

## (2) 全国的な消費拡大のためのイベントの実施

生産者と消費者の結びつきを強化し、日本の農林水産業・食品産業、農山漁村がもつ素晴らしい価値を発信するため、我が国の農業や農林水産物、食文化等について学べる「ジャパンハーヴェスト」(東京・丸の内)を開催した。

また、全国の農林漁業に関わる高校生が、日本の「食」や「食材」、「食文化」の素晴らしさ・奥深さを理解し、地域の食材を創意工夫して調理した料理の日本一を決める「ご当地！絶品うまいもん甲子園」(東京)を開催した。

更に、全国の食と農林漁業に関わる大学生団体による、日頃取り組んでいる活動のプレゼンテーションコンテストである「食と農林漁業大学生アワード」を開催した。

(予算額 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業 172 百万円の内数)

## 第3節 農林水産物等の輸出促進対策

### 1 農林水産物等の輸出の概況

少子高齢化等により、日本国内の農林水産物・食品市場が縮小傾向にある一方、海外にはアジア諸国等を中心とした富裕層の増加、人口増加によって、今後さらに伸びていくと考えられる有望なマーケットが広がっている。

我が国の農林水産業・食品産業の発展のためには、世界の経済成長を取り込むべく、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組むことが重要である。

我が国の令和元年の農林水産物・食品の輸出額は、9,121 億円となり、7年連続で過去最高を更新した。

新たな輸出額目標として、食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)において、2030

年までに農林水産物・食品の輸出額を 5 兆円とする目標を設定した。

こうした中、政府一体となって農林水産物・食品の更なる輸出拡大を図っていくため、令和元年 11 月に「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 57 号)」が成立し、輸出拡大のための司令塔組織として、令和 2 年 4 月に農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置した。

原発事故に伴い導入された日本産食品等に対する諸外国・地域の輸入規制については、各国・地域に対して我が国が実施している安全性確保の措置についての情報や科学的データを提供しつつ輸入規制の緩和・撤廃の働きかけを実施した。

## 2 輸出促進事業の概要

令和元年度において、具体的に実施した輸出促進に関する事業は以下のとおりである。

### (1) 海外需要創出等支援対策事業

(予算額 3,406 百万円)

#### ア 戦略的輸出拡大サポート事業

海外における日本産農林水産物・食品の需要創出の取組を更に強化するため、国・地域及び品目を絞り込み、売り込むべきメッセージを明確にした JFOOD0 による重点的・戦略的プロモーションを支援した。

また、JETRO による輸出への総合的な支援として、国内外の商談会及び海外見本市への出展支援、商談会等に参加する事業者等へのセミナーの開催、輸出に関するアドバイス等の取組を支援した。

#### イ 分野・テーマ別海外販路開拓支援事業

日本食・食文化の普及と一体となった PR や日本産品の認知度向上やブランド化に向けて、セミナーの開催、展示会への参加等による PR や海外バイヤー、レストラン関係者等を国内産地や加工現場等へ招へいし、日本産品の品質の高さや食品の安全性、高度な品質管理の状況等についての PR を支援した。また、様々な農林水産物・食品の商品を取り扱う事業者等が、複数の産地等と連携して新たな販路開拓を行うために、国内外の商談会への参加等の販売促進活動をする取組を JETRO を通じて支援した。

#### ウ 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業

日本食・食文化の魅力を海外に発信し、日本産

農林水産物・食品の輸出拡大につなげるため、「日本食普及の親善大使」等を起用した海外での日本食・日本産食材のイベントの開催や、日本食・食文化の普及を担う海外の日本食料理人等の育成への支援等を実施した。また、日本食・食文化の発信拠点となる「日本産食材サポーター店」を活用して海外での日本産食材の需要拡大を図る取組等を行った。

(2) **GFPグローバル産地づくり推進事業**

(予算額 153 百万円)

平成30年8月末に立ち上げた「農林水産物・食品輸出プロジェクト」(GFP)を推進するため、①産地形成に必要な計画策定等の支援及び関連するハード・ソフト事業における優先採択等により、輸出先国のニーズや規制等に対応したグローバル産地の形成を図るとともに、②輸出に意欲ある生産者等への輸出診断、コミュニティの形成を行った。

(3) **輸出環境整備推進事業**

(予算額 552 百万円)

諸外国における日本産農林水産物・食品の輸入規制等の緩和・撤廃を図るため、政府間交渉に必要な情報・科学的データの収集・分析等を行うとともに、日本の農林水産物・食品についての現地視察を行うために外国政府の規制担当行政官を我が国に招へいした。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物や、日本で利用可能な農薬等の使用が米国等で認められるために行うデータ収集等、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者への支援を行った。

(4) **海外農業・貿易投資環境調査分析事業**

(予算額 684 百万円)

我が国食産業の海外展開を更に推進し、農林水産物・食品の輸出拡大等に資するため、官民協議会の運営と情報収集・専門的調査、二国間政策対話等の開催、海外進出に取り組む民間企業への支援を実施した。

(5) **食によるインバウンド対応推進事業**

(予算額 28 百万円)

日本食・食文化へ関心のある訪日外国人を、農山漁村へ誘客し、食や地域の歴史を肌で感じてもらうことで、日本産食材の評価を高め、輸出増大につなげるといった好循環を構築するために、地域の「食」の魅力を磨き上げ、農山漁村の食・食文化を核として、農林水産業、景観等の地域特有の歴史的なストーリーを「SAVOR JAPAN」という一体的なブランドで海外へ発信する取組に対し支援を行った。

(6) **日本発食品安全管理規格策定推進事業**

(予算額 77 百万円)

日本発食品安全管理規格とその規格を解説するガイドライン等の充実を図るため、民間団体によるフードサービスセクターのガイドライン等の策定への支援を行った。

また、当該規格の国内外への普及を加速させるため、国際会議への参加、研修会・シンポジウムの開催、認証のモデル的实施等への支援を行った。

(7) **新たな種類の JAS 規格調査委託事業**

(予算額 47 百万円)

我が国の産品・事業者の強みをアピールできる JAS 規格・認証の制定・活用と国際化に向け、国際的な規格・認証の動向調査、JAS 素案の作成、国際的に通用する専門家の育成等を行った。

(8) **地理的表示保護制度活用総合推進事業**

(予算額 151 百万円)

地域で育まれた伝統を有し、その高い品質等の特性が生産地と結びついている農林水産物・食品の名称を知的財産として保護する地理的表示(GI)保護制度の活用を進めるため、GI 登録申請に対する支援を行うとともに、日本の GI 産品等の保護のため、海外における不正使用の監視等を行った。

あわせて、海外での販売促進に役立てるため、日本の GI 登録産品の情報を英語等多言語で情報発信を行った。

(9) **植物品種等海外流出防止総合対策事業**

(予算額 100 百万円)

我が国で育成された優良な植物新品種が海外に流出し、我が国の農産物の輸出に支障を来すことがないように、海外における植物品種登録を促進するため、出願支援体制の整備、出願経費の支援等を行った。

(10) **グローバル産地づくり緊急対策**

(予算額 840 百万円)

輸出に取り組む産地、事業者の裾野を広げるため、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)登録者に対する輸出診断やネットワークイベントの開催、地域商社と生産者とのマッチングの強化、品目ごとの生産面の課題の克服を通じたグローバル産地づくり、輸出事業者が必要とする国際的規格・認証の取得等を支援した。

(11) **海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の強化**

(予算額 3,310 百万円)

TPP、日 EU・EPA、日米貿易交渉を通じて得られた関税撤廃等のチャンスを最大限活かすとともに、影

響が懸念される品目についての体質強化を図るため、日本産農林水産物・食品の輸出の戦略的プロモーション・商談サポートの強化、早期に成果が見込まれる重点分野・テーマ別の海外販路開拓の強化、訪日外国人への多様な食体験の提供、コメ・コメ加工品の海外需要の開拓、外食産業等と連携した需要拡大対策等を支援した。

(12) 司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の創設による輸出環境整備

（予算額 950 百万円）

一元化相談窓口開設のための実態調査、放射性物質等に関する輸入規制緩和・撤廃の働きかけ強化、GI 保護を通じた知的財産の保護等を実施した。

また、輸出証明書発行等を行う機関の体制整備、植物品種の海外流出防止対策の強化、輸出に資する基準・規格の設定等を支援した。

(13) 食品産業の輸向け HACCP 等対応施設整備緊急対策

（予算額 6,794 百万円）

加工食品等の輸出拡大により、6次産業化市場規模の拡大を図るため、食品製造事業者等の施設の改修及び新設の際に関するかかり増し経費、機器の整備を支援した。

と結び付いている産品の名称を地域共有の知的財産として保護する「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)」が平成 27 年 6 月に施行され、令和 2 年 3 月末までに 39 道府県の 93 産品、1ヶ国の 1 産品、計 94 産品が登録されている。

日 EU・EPA 協定（平成 31 年 2 月 1 日発効）に基づき、日本側 GI47 産品、EU 側 GI71 産品の相互保護を行った。

(2) GI 保護制度の活用・推進について

昨年引き続き、登録申請相談窓口（GI サポートデスク）を設置し、GI 保護制度の活用を促すほか、農林漁業者・食品産業事業者の GI に係る意識向上を図るため、全国各地において説明会を開催し、情報提供を行った。

また、海外での保護及び販売促進に役立てるため、日本の GI 登録産品の情報を、多言語で国内外の流通関係者や消費者等にわかりやすく発信するためのホームページを開設した。

さらに、GI を活用した地域ブランド産品の知名度を向上させるため、産地間同士のネットワークの構築、GI 産品等の展示・商談会の開催による国内外への情報発信やビジネスマッチングの場の提供等を行った。

あわせて、GI 保護制度の適切な運用を図るため、登録生産者団体及び不正表示にかかる疑義事業者等に対し立入検査を実施し、不適正な管理及び表示に対し指導を行った。

(3) 地理的表示登録標章(GI マーク)の海外商標登録

登録された GI と併せて貼付することで、真正な GI 産品であることを証する GI マークについては、海外での模倣使用を防止するため、農林水産物等の主要な輸出先 20 ヶ国・地域において、平成 26 年度に商標登録出願を行っている。これまで、台湾、大韓民国、カンボジア王国、フィリピン共和国、ミャンマー連邦共和国(商標として登記)、ラオス人民民主共和国、欧州連合(EU)、オーストラリア連邦、ニュージーランド、マレーシア、インド、カナダ及びタイ王国の 13 ヶ国・地域において商標登録が完了した。

(4) 海外における我が国 GI 等の侵害対策

平成 21 年度に設立された「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において、海外における我が国 GI 及び GI マークに関する不正使用調査、第三者による商標出願等の監視を行い、対応策の検討を行った。あわせて海外における知的財産保護の意識を高めることを目的に、地方セミナー開催、侵害事案に対す

## 第4節 知的財産戦略

近年、農林水産業・食料産業のグローバル化の進展や農業従事者の減少・高齢化等に伴い、巧妙化する模倣品・海賊版や技術流出への対応、熟練農業者が有する技術やノウハウの次世代への継承が求められるようになってきている。また、平成 27 年 6 月から運用を開始した地理的表示(GI)保護制度をはじめとする知的財産権を活用した収益の拡大など、知的財産が新たな課題として顕在化してきた。

これらの状況の変化や農林水産業・食品産業への注目・関心が高くなってきている状況を踏まえ、地域の活性化や産業競争力の強化を図る上で、農林水産・食品分野における知的財産の保護・活用が一層重要になっていることから、平成 27 年 5 月に策定した「農林水産省知的財産戦略 2020」に基づき、各般の施策を推進した。

### 1 地理的表示(GI)の保護・活用

#### (1) 地理的表示法について

地域で育まれた伝統を有し、品質等の特性が産地

る相談対応等を行った。

## 2 種苗の保護・流通対策

### (1) 品種登録制度について

#### ア 品種登録

種苗法に基づく品種登録について、令和元年度の出願件数は784件、登録件数は538件であり、令和元年度末の有効登録件数は7,750件となった。

#### イ 種類別審査基準の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準の作成並びに新たな形質の追加による一部改正を行っている。令和元年度は、草花類2種類、観賞樹4種類、飼料作物1種類、果樹1種類について新規作成し、草花類1種類、果樹1種類について一部改正を行った。

また、新規に出願のあった植物のうち、我が国で多くの品種が流通しておらず、重要な形質を定めることが困難な植物について、「その他観賞樹」「その他球根類」「その他ラン類」「その他草花(その他球根類及びその他ラン類を除く。)」の区分を設定した。

#### ウ 登録品種の自家増殖が及ぶ植物の追加

農家が行う自家増殖に育成者権者の許諾を必要とする植物として9種類を省令改正により追加し、当該植物の総数は396種類となった。

#### エ 審査の国際協力と着実な推進

海外審査当局との審査データの相互利用を積極的に推進するため、我が国における品種登録審査結果を海外審査当局に無償で提供する覚書を締結(のべ15ヶ国)し、29件の品種登録審査結果を提供した。

### (2) 育成者権の保護・強化

#### ア 育成者権の侵害対策

育成者権侵害対策の強化のため、(国研)農研機構種苗管理センターに品種保護Gメンを20人配置し、育成者権の保護・活用に関する相談対応及び情報収集を行うとともに、DNA分析を用いた品種識別技術のマニュアル化及び妥当性の支援を行った。

#### イ 海外における育成者権取得の推進

我が国で育成された優良品種が海外に流出することで、海外市場での日本品種のブランド価値の低下や、輸出に影響を及ぼすことが懸念されることから、海外で日本の品種を保護するため、海外

への品種登録出願マニュアルの作成や出願(育成者権取得)に対する支援を行った。

#### ウ 東アジア植物品種保護フォーラム

我が国の育成品種を保護し、東アジア地域の連携による植物品種保護制度の整備を進めるため、平成20年に日本のイニシアチブにより設立したASEAN+日中韓の13カ国から成る、技術協力に関する情報交換等を行う「東アジア植物品種保護フォーラム」の第12回年次会合を平成31年4月に中国で開催した。

また、すべての参加国のUPOV条約(植物新品種保護に関する国際条約)加盟達成等を共通方針とし、平成30年に採択したフォーラムの「10年戦略」に即して、フォーラム参加国からの要望等を踏まえ、専門家の派遣や受入研修等の各国の制度運営能力向上や意識啓発に向けた様々な協力活動、及び地域における出願・審査手順の調和に向けた取組を実施した。

### (3) 種苗の生産流通対策等

#### ア 種苗への表示検査等

##### (ア) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取り扱う種苗業者の届出件数は、令和元年度では129件(新規74件、変更50件、廃止5件)であった。

##### (イ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、(国研)農研機構種苗管理センターにおいて、令和元年度では種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を以下のとおり実施して、優良種苗の普及促進を図った。

##### a 指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査15,570点、集取試料の検査3,065点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査181点、病害検査234点、発芽検査2,826点、純潔検査2,762点を実施した。

##### b 種苗業者等からの依頼種子検査について

原則国際種子検査協会が定める国際種子検査規程に準拠した種子検査を実施して、農作物種子検査報告書1,160件、国際種子検査証明書607件を発行した。

##### c 輸出用種子の検査について

EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、種子の事後検定を12種類66品種で実施した。

#### イ 種子の生産履歴に関する依頼証明等

東日本大震災に伴う輸出用種苗の風評被害に対応するため、(国研)農研機構種苗管理センターにおいて、種苗及びその栽培ほ場の土壌の放射性物質検査に係る証明書を5点発行した。

### 3 農林水産分野における知的財産の保護・活用

#### (1) 知的財産相談体制の整備・充実

特許庁と連携し、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)が各都道府県に設置している「知財総合支援窓口」において、引き続き農林水産物に関する知的財産についての相談に対応できるようにするとともに、弁護士・弁理士等の知的財産関係者に対し、GI制度や品種登録制度の概要及び手続き等に関する研修を全国各地で実施した。

#### (2) 生産技術等の知的財産の価値等の普及啓発

農業現場におけるノウハウ等の知的財産の管理の実態を踏まえ、農業分野の生産技術やノウハウ等の知的財産としての価値や重要性を農業者や農業関係者に広く普及・啓発するためのパンフレットを説明会等で配付した。

#### (3) 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインの策定

ICT等を活用した農業において取得したデータを他者に提供・使用許諾する際の具体的な契約条項のひな形等を含む「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」を令和2年3月に策定した。

## 第5節 資源・環境対策の推進

### 1 バイオマス活用の推進

#### (1) バイオマス活用推進基本計画

バイオマスの活用については、「バイオマス活用推進基本法」(平成21年法律第52号)等に基づく「バイオマス活用推進基本計画」(平成28年9月閣議決定)により、

地域が主体となった事業を創出し、農林業の振興や地域への利益還元による活性化につなげていく施策等を推進している。

#### (2) 地域におけるバイオマス活用の推進

「バイオマス活用推進基本計画」では、2025年までに全ての都道府県及び600市町村においてバイオマス活用推進基本計画を策定することを目標としており、令和元年度末時点で19道府県、386市町村(バ

イオマス産業都市構想等の類似施策を含む。)で計画が策定済である。

また、「バイオマス事業化戦略」において、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とする、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築を推進することとしており、令和元年度までに90市町村が選定され、原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型エネルギーの強化を推進しているところである。

#### (3) バイオマス利活用への支援

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計及び施設整備に対する取組の支援を行った。

(予算額 食料産業・6次産業化交付金

2,534百万円の内数)

家畜排せつ物等の畜産バイオマスの活用に必要な調査・設計及び施設整備に対する取組の支援を行った。

(予算額 畜産バイオマス地産地消緊急対策事業

1,000百万円)

#### (4) 国産バイオ燃料等の利用促進

国産バイオ燃料の生産拡大を推進するため、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年法律第45号)では、バイオマスの生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携した取組に関する計画、バイオマスの生産及びバイオ燃料の製造の高度化に向けた研究開発に関する計画を認定することとしており、その認定計画に基づき支援措置(新設されたバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の軽減等)が講じられている。

本法に基づく認定計画は、令和元年度末時点で26件となっている。

### 2 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進

#### (1) 農山漁村再生可能エネルギー法の活用

農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することは、地域の活性化につながる取組として重要である。

再生可能エネルギーの導入促進に向けて、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギ

「電気発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号。以下「再エネ法」という。)に基づき、市町村が主導して農林地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、農林漁業の健全な発展に資する取組の促進を図った。令和元年度末において、再エネ法に基づく基本計画を作成済みの市町村が68件、作成中が16件となっている。また、令和元年7月30日、再エネ法に基づく基本方針を改正し、再エネ法の趣旨に沿った取組を現に行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模について、令和5年度に600億円とする目標を設定した。令和元年度末において、経済規模は372億円となっている。

### (2) 営農型太陽光発電の促進

営農型太陽光発電は、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組である。取組を通じて、作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる。また、荒廃農地が増加する中で、営農型発電設備を活用した荒廃農地の再生も期待される。

平成30年度及び令和元年度において、営農型太陽光発電の設備下部の農地での高収益農業の実証事業を行い、秋田県では生産・販売を推進する県の重点野菜の一つであるえだまめ、静岡県では特産品である茶等の作物について、高い収益性が確保できる営農実証を進め、それぞれ結果を公表した。

なお、営農型太陽光発電設備を設置する場合には農地法に基づく農地の一時転用許可が必要であるが、平成30年度までの農地転用許可実績(累計)は、1,992件、560.0ha(営農面積)である。

### (3) 地域資源活用展開支援事業

(予算額 51百万円)

地方公共団体や農林漁業者の組織する団体等が農山漁村の地域循環資源を再生可能エネルギー等として活用し、地域の持続可能な発展を目指す取組について、計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、相談対応、情報発信を支援した。

## 第6節 食品産業等農林水産関係企業対策

### 1 中小企業

#### (1) 中小企業の組織制度

##### ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び協同組合連合会で農林産省が所管するものは、令和元年3月末現在で総数134組合(うち連合会は46)となっている。

##### イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、令和元年3月末現在で14組合(うち全国を区域とする商工組合は6組合、連合会は8)となっている。

#### (2) 中小企業等の経営強化

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づき、令和元年度で経営力向上計画を2,234件認定し、低利の融資措置及び税制措置を実施するとともに、異分野連携新事業分野開拓計画を4件認定し、低利の融資措置等を実施した。

#### (3) 中小企業金融対策

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項におけるセーフティネット保証(第5号:業況の悪化している業種)については、令和元年度の第1四半期で153業種、第2四半期で219業種、第3四半期で213業種が指定された。第4四半期は期首に152業種が指定されたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月6日に40業種、3月13日には316業種が追加指定され、最終的に第4四半期の指定業種は508業種となった。

#### (4) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第65号)に基づき、特定農産加工業種として、平成31年4月1日、パスタ製造業、菓子製造業及び砂糖製造業を追加指定した(※1)。また、特定農産加工業種と関連性の高い業種として関連業種が指定されている(※2)。

これらの者が輸入自由化等の著しい変化に対処して経営改善措置等を行うのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を実施した。

(※1)特定農産加工業種として、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、こんにゃく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しよでん粉製造業、馬鈴しよでん粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、砂糖製造業、菓子製造業、乳製品製造業、牛肉調製品製造業及び豚肉調製品製造業の14業種。



(※2)関連業種として、果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、せんべい製造業、冷凍冷蔵食品製造業及び食肉調製品製造業の12業種。

#### (5) 農工商等連携

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農工商等連携促進法)」(平成20年法律第38号)に基づき、農林漁業者と中小企業者が連携し、相互のノウハウ、技術等を活用して行う新商品の開発、販路開拓等の取組に必要な長期・低利の融資等の措置を引き続き実施した。

また、農工商等連携促進法に基づく農工商等連携計画を12件認定した。

#### (6) 下請等中小企業の取引条件改善

中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る観点から、下請等中小企業の取引実態を把握し、取引条件改善に必要な検討を行うため、「下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループ」及び「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」において、関係府省が連携して取組を実施した。

## 2 一般企業

### 対内直接投資

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づく対内直接投資等については、原則自由化されているが、我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるもの等については、事前届出を義務付けている。

農林水産省所管の事前届出業種は「農林水産業」であり、同業種を含むものとして、令和元年度は120件の事前届出が行われた。

## 3 食品産業

### (1) 食品産業における環境対策の総合的推進

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を令和元年7月に改正し、事業系食品ロスの削減について、持続可能な開発目標(SDGs)も踏まえ、2030年度までに2000年

度比で半減させる目標を設定した。また、平成28年度における国全体の食品ロス発生量の推計値(約643万t)を公表した。

また、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)が施行され、令和2年3月に同法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進している。

食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況について、食品廃棄物等多量発生事業者に定期報告の提出が義務づけられていることから、その普及啓発を図るとともに、平成29年度実績の取りまとめ結果について公表を行った。

さらに、食品関連事業者に対して、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等の実施状況について点検指導を実施したほか、食品関連事業者、再生利用事業者及び農業者による再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ)について、1件の認定を行った(計50件)。

事業系食品ロスの削減に向けて、食品製造、食品卸売、食品小売分野の事業者が連携した商慣習見直しに向けた検討等を推進するとともに、令和元年7月には、食品卸売・小売事業者団体に対して、加工食品の納品期限の更なる見直しを呼びかける通知を経済産業省と連名で発出した。令和元年10月の食品ロス削減月間においては、納品期限緩和に取り組む食品小売事業者の事業者名(94事業者)の公表や、ポスター等による消費者啓発活動に取り組む食品小売事業者(75事業者)の公表、飲食店等の食品ロス削減のための好事例集(第二版)の公表、食品ロス削減国民運動のロゴマーク「ろすのん」の活用事例(19事例)及び活用する事業者名(299事業者)の公表を行った。令和元年12月には、恵方巻きをはじめとする季節食品の需要に見合った販売について、食品小売事業者への呼びかけを行うとともに、恵方巻きのロス削減に取り組む小売店である旨を消費者にPRするためのポスターを提供し、令和2年2月に恵方巻きの需要に見合った販売に取り組む事業者名(43事業者)を公表した。さらに、スポーツイベントにおける食品ロス削減手法の調査を行った。また、フードバンク活動について、設立初期のフードバンク活動団体の人材育成の取組や生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組等を支援した。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)については、

制度の未履行者(いわゆる「ただ乗り事業者」)に対し、再商品化義務の履行に向けた指導を実施した。

また、再商品化義務の履行については、食品関連事業者に対して、法制度の普及・啓発のための点検指導や容器包装多量利用事業者の定期報告、容器包装自主回収認定事業者の認定に係る回収の実施状況報告に対する指導を行った。

また、プラスチックの過剰な使用を抑制するため、令和元年12月27日に容器包装リサイクル法の判断基準省令を改正し、プラスチック製買物袋について有料化を必須とする旨を規定した。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)」における特定事業者等に対してエネルギーの使用の状況等に係る平成30年度実績の定期報告書に関する指導や、事業者クラス分け評価制度に基づく現地調査を実施した。

地球温暖化対策は、「地球温暖化対策計画」において産業界における対策の中心的役割と位置づけられた低炭素社会実行計画について、農林水産省所管各団体が策定した計画目標に対する平成30年度の達成状況等のフォローアップを実施した。

また、食品産業における地球温暖化防止・省エネルギーへの自主的な取組を促進するための優良者表彰等への支援を行った。

## (2) HACCP 制度化への対応

国産食品の安全と国際的な信頼の向上を図るため、以下のとおり、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の国際標準の導入促進に係る取組を支援した。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)に基づき、HACCP等を導入し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融上の特例措置を講じた。

令和元年度は、高度化計画等を認定する指定認定機関25機関から、41事業者がHACCPに取り組む高度化計画の認定を、3事業者がHACCP導入に至る前段階の衛生・品質管理の基盤となる高度化基盤整備計画の認定を受け、施設整備を行った。

<指定認定機関>

- (一社) 日本食肉加工協会(食肉製品)
- (公社) 日本缶詰びん詰レトルト食品協会(容器包装詰常温流通食品)
- (公社) 日本炊飯協会(炊飯製品)
- (一社) 大日本水産会(水産加工品)
- (公財) 日本乳業技術協会(乳及び乳製品)

- 全国味噌工業協同組合連合会(味噌)
- 全国醤油工業協同組合連合会(醤油製品)
- (一社) 日本冷凍食品協会(冷凍食品)
- (公社) 日本給食サービス協会(集団給食用食品)
- (一社) 日本惣菜協会(惣菜)
- (一社) 日本弁当サービス協会(弁当)
- (公財) 日本食品油脂検査協会(食用加工油脂)
- (一財) 日本食品分析センター(ドレッシング類)
- (一社) 全国清涼飲料連合会(清涼飲料水)
- (一財) 全国調味料・野菜飲料検査協会(食酢製品)
- (一社) 日本ソース工業会(ウスターソース類)
- 全国菓子工業組合連合会(菓子製品)
- 全国乾麺協同組合連合会(乾めん類)
- 全日本漬物協同組合連合会(農産物漬物)
- 全国製麺協同組合連合会(生めん類)
- (公社) 日本べんとう振興協会(大量調理型主食的調理食品)
- (公財) 日本食肉生産技術開発センター(食肉)
- (一社) 日本パン技術研究所(パン)
- (一社) 日本精米工業会(精米)
- (一社) 日本卵業協会(卵製品)

また、食品の品質・安全管理サポート事業により、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の制度化に対応するため、食品等事業者の品質管理担当者等の人材育成のための研修会やHACCP指導者養成研修会の実施、業界団体によるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書の作成等への支援を行った。

## (3) 食品企業信頼確保対策

食品業界のコンプライアンス徹底を図る観点から、平成20年3月に策定した、食品業界が取り組むための「道しるべ」である「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」について、食品の品質・安全管理サポート事業による研修を通じて広く食品関連事業者等に対し周知を図った。

また、フードチェーン全体での消費者の「食」への信頼確保を目的として、同年6月に食品関連事業者等の参加により立ち上がったフード・コミュニケーション・プロジェクト(FCP)の活動について、FCPツールの活用について考える研究会、次世代を担う若手社員を対象に食の安全・安心の観点から企業行動を考える勉強会、地域における研修会等の活動を実施した。

FCP 情報共有ネットワークには令和2年3月末現在で2,016社・団体が参画している。

(4) 日本発食品安全管理規格推進

食品製造・流通のグローバル化が進展する中で、民間の取引条件として、HACCP等を含む食品安全管理や消費者の信頼確保に関する規格による認証が求められている。こうした中、我が国食品関係企業がグローバル市場に積極的にアクセスできるよう、国際的に通用し、日本の企業が使いやすい日本発の食品安全管理規格・認証の仕組みとしてJFS規格が創設された。その後、JFS規格の国際化、普及等を推進しており、JFS-Cについては、平成30年10月にサブセクターEIV（常温保存製品の加工）、令和2年3月にサブセクターEI（腐敗しやすい動物性製品の加工）、EIII（腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品））がGFSI承認を取得した。

(5) JASに関する取組

平成29年6月に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）が改正され、JASの対象が生産方法、取扱方法、試験方法などにも拡大し、事業者・産地からの申出に基づき、国が検討を加えてJASの制定・改正を行うなど、我が国の優位性發揮や市場の拡大・創造につながる規格・認証の戦略的な制定・活用に向けた枠組が整備された。

こうした中、令和元年度は、「人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格」等2規格の制定と植物性たん白の日本農林規格等13規格の改正・確認を行った。

(6) 事業再構築の円滑化

平成26年1月に施行された産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者が生産性の向上に資する事業再編を円滑化するのに必要な税制措置を実施した。

(7) 食品産業イノベーション推進事業

（予算額 107百万円）

食品製造業から外食・中食産業に至る食品産業全体の生産性向上を推進するため、平成30年度に創設した食品産業イノベーション推進事業により、ロボット、AI、IoT等先端技術の活用実証及び専門家の工場診断や改善指導による業務の最適化に係るモデル的な取組に対し支援を行った。また、当該実証事業の成果を含む、先端技術の活用による生産性向上を図る取組などの先進・優良事例の収集・提供等に対する支援を行った。

## 第7節 食品・外食産業行政

### 1 食品製造業

#### (1) 調味料

##### ア みそ

令和元年のみその生産量は、48万2千tであり、前年に比べ0.7%増となった。

また、令和元年のみその輸出量は、1万8千tであり、前年に比べ8.4%増となった。金額は、38億円であり、前年に比べ8.7%増となった。主な輸出先は、米国、タイ、韓国等であった。

##### イ しょうゆ

令和元年のしょうゆの生産量は、74万klであり、前年に比べ1.7%減となった。

また、令和元年のしょうゆの輸出量は、3万7千klであり、前年に比べ4.4%増となった。金額は、77億円であり、前年に比べ0.6%減となった。主な輸出先は、米国、中国、英国等であった。

##### ウ 食酢

令和元年度の食酢類の生産量は42万6千klであり、前年度に比べ0.9%減となった。このうち醸造酢は42万6千klで全体の99.9%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、平成30年は2.21（前年比11.6%増）となっている。

##### エ ウスターソース類

総務省家計調査によると、ウスターソース類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、平成30年は1.51（前年比0.8%増）となっている。

##### オ ドレッシング類（ドレッシング、マヨネーズ）

令和元年のドレッシング類の生産量は、41万tで前年比0.2%減となった。このうちマヨネーズは、22万5千t（前年比2%増）となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、平成30年は2.5kg（前年比1.9%増）となっている。

##### カ カレー及びからし粉

レトルトカレーの令和元年度の生産量は16万4千tであり、前年度に比べ1.3%増となった。

なお、総務省家計調査によると、カレールーの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、平成30年は1.4kg（前年比1.6%増）となっている。

また、平成28年度のからし粉の生産量は、1万2千tでほぼ前年度並みとなっている。

##### キ グルタミン酸ソーダ

令和元年のグルタミン酸ソーダの生産量は、1万8千tで前年比10.8%減となった。

(2) 清涼飲料

ア 需要動向

令和元年における清涼飲料の生産動向について、各種飲料の総生産量は前年比 99.4%の 22,614 千kl、販売総金額は同 99.9%の 4兆 48 億円とそれぞれ前年をやや下回った。

令和元年は、冷夏の影響により、昨年の生産量及び販売金額を下回った。

イ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和 48 年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、昭和 57 年 4 月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表 1 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

	(単位：千kl)			
	29年	30年	元年	元/30
緑茶飲料	2,875	2,961	2,970	100.3%
炭酸飲料	3,843	3,999	3,960	99.0%
果実飲料等	1,684	1,696	1,568	92.4%
ミネラルウォーター類	3,255	3,658	3,640	99.5%

(3) コーヒー

我が国のコーヒー供給の大半を占めるコーヒー生豆の輸入先国は 40 カ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、ベトナム、コロンビアである。

コーヒー生豆の令和元年の輸入量は、前年比 108.8%の 43 万 6,456 t となった。このうち、約 8 割がレギュラーコーヒー向け、約 2 割がインスタントコーヒー向けと推計される。

表 2 コーヒー供給量(輸入量)の推移

	(単位：t)			
	29年	30年	元年	元/30
生豆	406,329	401,144	436,546	108.8%
いったコーヒー	7,743	7,141	7,128	99.8%
インスタントコーヒー	12,148	10,709	10,448	97.6%
コーヒーエキス	12,980	16,614	11,464	69.0%

(4) 菓子類

ア 需給動向

令和元年における菓子類の国内生産量は、スナ

ック菓子(前年比 1.4%増)等が増加した一方で、チューインガム(前年比 4.3%減)等が減少し、全体としては 201 万 6,162 t と、前年比 99.1%となった。

また、生産額については 2兆 5,215 億円と、前年比 100.9%となった。

一方、令和元年における菓子類の輸入量は、8 万 1,759 t (前年比 0.1%増)となり、輸入額は約 585 億円(同 3.7%減)となった。品目別では、チョコレート菓子、ビスケット類、キャンデー類の 3 品目で菓子類の輸入額の約 8 割を占めている。

また、令和元年における菓子類の輸出量は、2 万 2,622 t (前年比 2.4%減)となり、輸出額は約 300 億円(同 1.9%減)となった。

イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については食品貸付制度の対象業種に指定(昭和 43 年度以降)されている。

(5) めん類

(生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類)

令和元年のめん類の生産量は 147 万 5 千 t (小麦粉換算)で、前年より約 2 千 t 増で前年比 0.1%増となっている。

種類別にみると、生めん類は 70 万 8 千 t で前年比 0.6%減、乾めん類は 18 万 6 千 t で前年比 1.0%減、即席めん類は 42 万 2 千 t で前年比 0.5%増、マカロニ・スパゲッティ類は 15 万 8 千 t で前年比 3.5%増である。

また、令和元年のめん類の輸出量は 2 万 4 千 t で前年比 4.2%増、金額は 107 億 1 千万円で前年比 0.9%減となっている。これを種類別にみると、乾めん類は 1 万 4 千 t で金額 43 億 6 千 4 百万円、即席めん類は 9 千 1 百 t で金額 60 億 2 百万円、マカロニ・スパゲッティ類は 9 百 t で金額 3 億 4 千 4 百万円である。

一方、めん類の輸入量は 15 万 7 千 t で前年比 5.8%増、金額は 203 億 3 千 2 百万円で前年比 0.7%増となっている。

これを種類別にみると、乾めん類は 87 t で前年比 10.3%減、即席めん類は 1 万 5 百 t で前年比 9.7%増、マカロニ・スパゲッティ類は 14 万 6 千 t で前年比 5.5%増である。

(6) パン類

令和元年のパン類の生産量は 124 万 8 千 t (小麦

粉換算)で前年比2.2%増となっている。

種類別にみると、食パンは59万7千tで前年比2.0%増、菓子パンは40万8千tで前年比1.6%増、その他パンは21万9千tで前年比3.3%減、学給パンは2万4千tで前年比4.2%増である。

また、令和元年のパン類の輸入量は8千tで前年比47.5%増、金額は26億3千5百万円で前年比29.9%増となっており、主要輸入先はフランス、米国、中国等であった。

(7) あん類

令和元年のあん類の推定生産量は、22万5千tであり、前年比1.9%増となった。

(8) 豆類加工品

ア 豆腐・油揚げ

令和元年の豆腐・油揚げの推定大豆使用量は、46万5千t、豆腐・油揚げの生産量に換算すると137万2千tであり、前年比1.1%減となった。

イ 納豆

令和元年の納豆の推定大豆使用量は、14万9千t、納豆の生産量に換算すると26万8千tであり、前年比0.8%増となった。

ウ 凍豆腐

令和元年の凍豆腐の推定大豆使用量は、1万9千t、凍豆腐の生産量に換算すると9千tとなり、前年比9.0%増となった。

エ 植物性たん白

令和元年の植物性たん白の国内生産量は、4万7千tであり、前年比3.9%増となった。また、原料別の生産比率は、大豆系86.9%、小麦系13.1%であった。

オ 豆乳

令和元年の豆乳の大豆使用量は、6万4千t、豆乳の生産量は、41万k1であり、前年比12.7%増となった。

(9) 油脂

ア 世界の植物油事情

現在、世界中で生産されている植物油のうち、大豆油、パーム油、菜種油が全体の約8割を占めている。2019/2020年(2019年10月~2020年9月)において、これら主要植物油の世界総生産量は、対前年比1.1%増の2億574万tとなった。

品目別には、大豆油は対前年比3.0%増の5,744万t、パーム油は対前年比1.7%減の7,277万t、菜種油は対前年比0.1%増の2,771万t。

植物油の世界総消費量については、対前年比0.6%増の2億135万tとなった。

イ 国内の油脂事情

(ア) 植物油の原料処理量

植物油を生産するために使用する全原料処理量は、対前年比2.3%増の551万t。国産原料は、米ぬかが最も多く34万t。

輸入原料は、大豆が最も多く249万t。次いで、菜種237万tの順となっている。

(イ) 植物油の国内生産

植物油の総生産量は、対前年比0.7%増の171万t。

品目別にみると、菜種油が最も多く101万t、次いで大豆油49万t、とうもろこし油8万tの順となっている。

(ウ) 油かすの国内生産

油かすの総生産量は、対前年比2.1%増の360万t。

品目別にみると、大豆粕が最も多く186万t、次いで、菜種粕131万t、米ぬか粕26万tとなっている。

(エ) 食用加工油脂の生産

食用加工油脂の生産量は、対前年比1.3%減の68万t。

食品加工油脂全体におけるマーガリン・ショートニングの割合は、約6割となっている。

表3 食用加工油脂の生産(令和元年)

(単位:千t)

	生産量	対前年比(%)
マーガリン	170	102.7
ファットスプレット	51	97.7
ショートニング	220	96.2
精製ラード	25	103.0
食用精製加工油脂	37	94.8
その他加工油脂	178	98.8

(10) 新食品

新食品とは、一般加工食品のうち、新たな技術又は、新しい食品素材(食品新素材)を用いて製造又は加工され高付加価値化された飲食物品をいう。食品新素材とは、食品の物性を始めとした品質を改善する機能や体調を調節する機能を有する、新しい食品素材(糖アルコール、オリゴ糖、食物繊維、ポリフェノール等)をいう。

近年、食品新素材や新技術を活用した新食品が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として定着している。

## 2 外食産業

### (1) 外食産業の産業規模

国内の外食産業の規模は29.2兆円と推計(平成30年農業・食料関連産業の経済計算)され、国民に食料を供給する役割を果たしている。また、事業所数は647千か所(平成28年経済センサス)、従業員数は468万人(平成28年経済センサス)であり、国内の産業及び雇用において貢献している。

### (2) 外食産業における国産食材の利用推進に向けた支援

外食事業者の国産食材の利用・調達に関するニーズの生産地等への情報提供や外食産業と農業者等が連携している優良事例の調査・分析に対し支援した。また、外食産業における国産食材の利用を推進するための農業者等との産地交流会等の開催に対し支援した。

## 第8節 食品流通対策

### 1 概要

卸売市場法(昭和46年法律第35号)に基づいて策定された卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、卸売市場の機能強化に向けた取組を行った。

食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)に基づき、平成30年10月に策定された食品等の流通の合理化に関する基本方針に即して、支援措置等を講じた。

食品流通の多様化に対応して生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、卸売市場に関し、その実態に応じて創意工夫を活かした取組を促進するとともに、食品流通全体に関し、物流コストの削減や品質・衛生管理の強化などの流通の合理化と、その取引の適正化を図ることが必要であることから、平成30年3月に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)を第196回通常国会において提出した(平成30年6月22日公布)。同法により改正された食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)は平成30年10月22日、卸売市場法(昭和46年法律第35号)は令和2年6月21

日に施行された。

## 2 中央卸売市場

### (1) 概況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画(第1次：昭和46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：平成3～12年度、第6次：8～17年度、第7次：13～22年度、第8次：16(方針)・17(計画)～22年度、第9次：22(方針)・23(計画)～27年度、第10次：27(方針)・28(計画)～32年度)に基づいて整備統合が進められており、令和元年度末には40都市64市場(青果・水産市場23市場、青果・水産・花き市場7市場、青果・花き市場6市場、青果市場13市場、水産市場4市場、食肉市場10市場、花き市場1市場)となっている。

### イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、令和元年度末で青果部68、水産物部55、食肉部10、花き部18、その他8で計159である。

また、中央卸売市場の令和元年度の取扱金額は青果1兆8,112億円(前年度比96%)、水産物1兆3,725億円(同95%)、食肉2,663億円(同94%)、花き1,105億円(同96%)、その他161億円(同91%)となっている。

### (2) 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画

#### ア 卸売市場整備基本方針

卸売市場整備基本方針は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているものであり、卸売市場が最近の情勢に的確に対応し、その機能を十全に発揮していく観点から見直し、平成28年1月に平成32年度を目標年度とする第10次卸売市場整備基本方針を策定・公表した。

第10次卸売市場整備基本方針においては、今後の卸売市場について、

- (ア) 卸売市場における経営戦略の確立
  - (イ) 立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化
  - (ウ) 産地との連携強化と消費者、実需者等の多様化するニーズへの的確な対応

- (エ) 卸売市場の活性化に向けた国産農林水産物の流通・販売に関する新たな取組の推進
- (オ) 公正かつ効率的な売買取引の確保
- (カ) 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- (キ) 卸売市場に対する社会的要請への適切な対応を基本に、その整備及び運営を行うこととしている。

イ 中央卸売市場整備計画

中央卸売市場整備計画は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているものである。

第10次卸売市場整備基本方針の策定を受け、平成28年4月に平成32年度を目標年度とする第10次中央卸売市場整備計画を策定・公表した。

第10次中央卸売市場整備計画においては、開設者から提出された市場ごとの施設整備の計画等を踏まえ、市場再編、施設改善に係る卸売市場名等について記載している。

(3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備については、中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成、又は取得に対して助成を行っている。

ア 交付率

定額(4/10以内、1/3以内)

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設、上記の施設内容に準ずる施設、共同集出荷施設

令和元年度に交付金を活用して整備した中央卸売市場は、10市場である。

(令和元年度予算額)

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金  
23,241百万円の内数
- ・農畜産物輸出拡大施設整備事業  
4,000百万円の内数

このほか、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

3 地方卸売市場

(1) 概況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模(青果市場 330㎡、水産市場 200㎡(産地市場は 330㎡)、食肉市場 150㎡、花き市場 200㎡)以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要する。

平成30年度末には総合市場 146市場、青果市場 328市場、水産市場 431市場(うち産地市場 314市場)、食肉市場 21市場、花き市場 99市場の計 1,025市場となっている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に位置付けられている地域拠点市場が経営展望に即して計画的に実施する施設の整備に対して助成を行っている。

ア 交付率

定額(1/3以内)

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設、上記の施設内容に準ずる施設、共同集出荷施設

このほか、卸売市場の開設者(地方公共団体以外のもの)、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

4 食品等の流通の合理化対策

(1) 食品等流通合理化計画の認定

食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようとする者は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく食品等流通合理化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

令和元年度における食品等流通合理化計画の認定(変更認定除く)は47件であった。

(2) 食品等流通合理化計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき食品等流通合理化事業を実施する者に対して、(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)からの出資の他、(公財)食品等流通合理化促進機構からの債務保証等の支援策などを講じている。

令和元年度は、(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)から173億円2千3百万円の融資、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)から4億5千万円の出資等を行った。

5 商品取引

(1) 商品取引所の概況

令和元年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省関係商品(農産物、砂糖、水産物及び農産物・飼料指数)は表のとおり37万4千枚で前年度に比べて4.2%減少した。また、売買約定金額は2,482億円で前年度に比べて39.5%減少した。この結果、経済産業省関係商品も含めた総出来高に占める農林水産省関係商品の割合は1.7%となった。

農林水産省関係商品では、大豆、小豆、とうもろこし、米穀が取引された。

表4 令和元年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京商品取引所	91	1,100
大阪堂島商品取引所	283	1,382
合計(農林水産省関係商品)	374	2,482
合計(経済産業省関係商品も含む)	21,707	661,826

注：東京商品取引所の数値は農林水産省関係商品の数値である。

(2) 商品取引所の定款等の変更認可

商品先物取引法(昭和25年法律第239号)に基づき、令和元年度中に商品取引所に対して行った主な認可は以下のとおり。

- i 定款の変更
  - ・米穀の試験上場の再延長に係る規定の整備(R1.8.7 堂島取)
  - ・日本取引所グループの完全子会社になったことに係る諸規定の整備(R1.11.29 東商取)
  - ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正

化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行に係る規定の整備(R2.2.19 堂島取)

- ii 業務規程等の変更
  - ・不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)第2条に基づく工業標準化法(昭和24年法律第185号)の一部改正により、「日本工業規格」が「日本産業規格」に変更されることに係る規定の整備(R1.6.26 東商取)
  - ・石油市場をエネルギー市場に改称し、電力を3年間試験的に上場することに係る諸規定の整備(R1.8.9 東商取)
  - ・農産物市場における米穀の標準品の追加(宮城ひとめ)、秋田こまちの取引単位等の変更及びとうもろこしの商品設計の変更(R2.2.7 堂島取)

(3) 商品先物取引業者

商品先物取引法に基づく許可を受けた商品先物取引業者は令和2年3月末日現在で41社であり、前年同時期に比べ4社の減であった。

なお、令和元年度中に新規許可はなく、廃業は4社であった。

(4) 商品先物取引仲介業者

商品先物取引法に基づく登録を受けた商品先物取引仲介業者は令和2年3月末日現在で4社であり、前年同時期に比べ1社の減であった。

なお、令和元年度中に新規登録はなく、廃業は1社であった。

(5) 商品投資顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成30年法律第66号)に基づく許可を受けた商品投資顧問業者は令和2年3月末日現在で4社であり、前年同時期に比べ1社の増であった。

なお、令和元年度中に、事業の対象とする物品が経済産業省関係商品のみであった経済産業大臣の許可業者について事業の対象に農林水産省関係商品を加える認可が1社あり、廃業はなかった。

第9節 和食文化

1 和食文化の保護・継承

ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化の保護・継承を推進するため、保護・継承を任務とする民間団体である「一般社団法人和食文化国民会議」とも密接に連携しながら、次の取組を行った。



(1) 「和食」と地域食文化継承推進事業

(予算額 72 百万円)

ア 地域の食文化の保護・継承事業

地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、地方公共団体、大学等研究機関、民間団体、教育関係者、民間企業等を構成員とした体制を10道府県に構築し、各地域が選定した郷土料理の歴史や由来、関連行事、使用食材及び料理方法等の調査及びデータベースの作成・普及等を実施した。

イ 和食文化継承の人材育成等事業

子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成し、各都道府県ごとに配置するため、10都道府県に栄養士・保育士等を対象とした研修会等を実施するとともに、子供たちへの和食文化の普及のための取組を活用した実践的な研修を実施した。

(2) Let' s ! 和ごはんプロジェクト

活動2年目を迎えた官民協働の「Let' s ! 和ごはんプロジェクト」では、「和食の日(11月24日)」を含む11月を「和ごはん月間」として、次世代を担う子供たちや子育て世代が「和ごはん」を身近に感じられるような、プロジェクトメンバー間の連携企画、各種イベント等を重点的に実施した。